

令和6年度第1回北海道こども施策審議会こども家庭支援部会 議事録

日 時：令和6年8月9日（金）13時30分から15時10分

場 所：かでの2・7 920会議室

出席者：

【委員】 部会長 平井 和枝
副部会長 大澤 真平
委 員 高橋 一彦 藤本 恭子
山田 大樹 引地 志保
中谷 通恵 深堀 麻菜香
藤本 恭子 (敬称略)

【事務局】 北海道保健福祉部子ども政策局

子育て支援担当局長 堤 俊輔
子ども家庭支援課長 和田 宏一
課長補佐 小助川 文治
家庭支援係長 吉本 麻美
家庭支援係主査（ひとり親） 近藤 洋平

議 題：別添「次第」のとおり

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 小助川課長補佐

皆さま、お疲れさまです。定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第1回北海道こども施策審議会こども家庭支援部会を開催いたします。

私は、保健福祉部子ども家庭支援課の小助川と申します。議事に入るまで、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、はじめに配付資料を確認させていただきます。お手元の次第に記載をされておりますとおり、資料1から8まで、また参考資料として1から3までを配付しています。資料の不足等がありましたら、事務局の方までお知らせいただければと思います。

またそのほかに、本日はしんぐるまざあず・ふぉーらむ北海道様から情報提供資料といたしまして、シングル家庭の夏休みに関するアンケートが1枚配布されておりますので、ご承知ください。

また、開催に当たっての留意事項でございますが、発言をされる場合は、お手数ですが毎回、お名前をおっしゃってから発言をしていただくようお願いいたします。またオンラインでご参加いただいております2名の方におかれましては、発言時以外はマイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。

オンラインの方で音がよく聞こえない場合には、チャット機能でお知らせいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況でございますが、9名中9名全員が出席をされておまして、北海道こども施策審議会こども家庭支援部会の設置要綱に定めます過半数以上の出席をいたしておりますことから、部会として成立していることをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、子育て支援担当局長の堤よりご挨拶を申し上げます。

北海道保健福祉部子ども政策局 堤子育て支援担当局長

子育て支援担当局長の堤でございます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中ご出席を賜り、心からお礼申し上げます。

また、本道におけるこども政策の推進に当たりまして、日頃よりそれぞれの立場から多大なご協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

さて、国ではこども大綱におきまして、子どもの貧困を解消し貧困による困難を子どもたちが強いられることがないような社会をつくるということが明記されました。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律が、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律と名称が改められたところでございます。子どもの将来の貧困も含め防ぐことを旨として対策を進めること、また妊娠から出産、その子どもが大人になるまで各段階における支援が切れ目なく行われるよう推進されなければならないこととされております。

また、各都道府県におきましては、貧困対策推進計画の策定が求められており、子どもの貧困の解消やひとり親家庭に対する地域の状況に応じた支援を実施していく必要があります。本部会につきましては、新条例の策定に伴い、新たに設置されましたこども施策審議会に改めて部会を設置し、貧困対策推進計画の策定推進状況について調査審議をいただくこととしております。

この後、事務局から説明させていただきますが、道における子ども施策の基本となります第4期北の大地子ども未来づくり北海道計画及び第二期子どもの貧困対策推進計画が、今年度で計画が終了となりますことから、次期計画の策定について委員の皆様からご意見をいただきながら策定を進めたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本日は委員の皆様の忌憚のない活発なご議論をお願いし、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 小助川課長補佐

それでは続きまして、本部会の委員にご就任いただきました皆様をご紹介させていただきますので、一言自己紹介とご挨拶をお願いいたします。

まず、北海道こども施策審議会会長から、本部会の部会長として指名されました、しんぐるまざあず・ふおーらむ北海道の平井部会長からお願いいたします。

平井照枝部会長

皆様こんにちは。部会長として指名していただきました、シングルマザーズフォーラム北海道の平井照枝と申します。どうぞよろしく願いいたします。議事進行は不慣れな部分がございますが、皆様のご協力を得て、より意義のある部会になればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 小助川課長補佐

続きまして、札幌学院大学人文学部人間科学科の大澤委員でございます。

大澤真平委員

札幌学院大学の大澤です。皆様、よろしく願いいたします。

前回の貧困対策計画の基になる北海道や札幌市など、子どもの生活実態調査の策定にも

関わってきました。

また、貧困の問題について書籍も出させていただきましたので、その専門的な知見を生かしながら、より良い議論になればと思っております。大学の研究者になる前には、高校教員を8年ほどしており、現場の実践という視点からも、子どものことについて考えてきましたので、そのようなことを生かしながら良い議論ができればというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 小助川課長補佐

ありがとうございました。続きまして、本日オンラインによる参加とさせてもらっていただきます、北海道児童養護施設協議会の高橋一彦議員でございます。

高橋一彦委員

皆さんこんにちは。ただいまご紹介をいただきました、高橋でございます。皆さんのご意見を色々参考にさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 小助川課長補佐

ありがとうございます。続きまして、NPO法人訪問と居場所漂流教室の山田委員です。

山田大樹委員

訪問と居場所漂流教室の山田と申します。札幌で不登校やひきこもりの子ども青年を対象に訪問という形で事業を行っています。後志で生活困窮世帯の子どもたちの学習生活支援を開始した当初、モデル事業の頃から関わっておりますので、そうした視点から、貧困対策推進計画について色々ご意見出すことができればと思っております。よろしくお願いたします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 小助川課長補佐

ありがとうございます。続きまして、NPO法人お助けネット中谷委員お願いたします。

中谷通恵委員

胆振の白老町で、子育て支援のNPO法人の活動を長年行っております中谷と申します。長年、乳幼児時期の集えるスペースとして子育て支援に関わってきたのですが、子どもの居場所ということで、小学生の放課後、休日、遊ぶ子どもさんたちが一緒に過ごせる場所をここ数年作らせていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 小助川課長補佐

ありがとうございます。続きまして北海道母子寡婦福祉連合会藤本委員お願いたします。

藤本恭子委員

北海道母子寡婦福祉連合会そして母子家庭等就業自立支援センターのセンター長をしております藤本と申します。ひとり親の支援を主にしており、前職も児童クラブの支援をしてお

りましたので、子どもに関わることもやっておりますので、皆様のご意見を聞きながら勉強して意見言えればよいと思っております。よろしく願いいたします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 小助川課長補佐

はい、ありがとうございます。続きまして、恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センターの高橋委員、お願いします。

高橋明子委員

恵庭市の高橋です。えにわっこセンターは、児童福祉法の改正により、妊産婦から乳幼児の母子保健の支援を担当する部署と、児童虐待ですとか、1人親、要保護要支援家庭児童の児童福祉を担当する部署が、一体的となった相談体制をとるこども家庭センターという設置が各自治体での努力義務となり、恵庭市においては、令和5年度組織機構を再編しまして、えにわっこ応援センターとしてその機能を有する部署として設置いたしました。この部会については、ひとり親家庭、あとは子どもの貧困対策、解消対策ということで、恵庭市についても今年度、来年度からのプラン見直しということで、合わせて作成する予定であります。また子どもの生活実態調査は、今集計中というところもありますので、皆さんからのご意見をお聞きしながら参加したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 小助川課長補佐

ありがとうございます。続きましてオンラインの参加となりますが、札幌市子ども未来局子ども育成部、子どものくらし・若者支援担当課の引地委員でございます。お願いします。

引地志保委員

皆さんこんにちは。ただいまご紹介をいただきました札幌市子ども未来局の、引地と申します。前後の業務の都合でオンラインによる参加になりましたことをお詫び申し上げます。私は、札幌市で子どもの貧困対策計画の策定と執行管理を担当しておりますので、その関係でこの部会で何かご発言なりできたらいいなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 小助川課長補佐

ありがとうございます。最後になりますが、認定NPO法人おてらおやつクラブの深堀委員でございます。よろしく願いいたします。

深堀麻菜香委員

昨年度の子どもの貧困対策ネットワーク協議会の方から引き続き参加させていただいております、深堀と申します。

おてらおやつクラブという組織は、日本全国47都道府県のひとり親家庭12,000世帯と全国870の子どもの支援団体と、2,000数を超えるお寺の結構大規模なネットワーク団体となっております、主にひとり親家庭や支援団体にお寺のお供え物の食品や日用品をお届けする後方支援を行っている団体となっており、法人の所在地は奈良県磯城郡田原本町というところにあるお寺で、私もそこに勤めております。私自身もひとり親家庭で育った経験

というのがあるので、当事者だったという経験と現在ひとり親を支援する法人の職員として、色々な角度、立場から議論に参加できたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 小助川課長補佐

ありがとうございました。以上9名の皆様のご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

なお、事務局の出席者につきましては別紙の出席者名簿をご覧くださいと思います。続きまして本日の会議ですが、会場の都合によりまして終了時刻は15時30分ごろを予定しておりますので、議事進行にご協力をいただければと思います。

また、本部会は議事録を作成し公表することとしております。部会終了後に事務局において作成いたしまして、委員の皆様にご確認いただいた上で公表したいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。それではここからは平井部会長に進行の方をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

平井照枝部会長

それでは早速ですが、副会長の選任を行います。副部会長は部会要望第3条第5項におきまして、副部会長は委員が推薦すると規定されています。

皆様からのご意見、ご推薦が特になければ、私から推薦させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(賛成の声あり)

平井照枝部会長

ありがとうございます。副部会長は大澤委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(賛成の声あり)

平井照枝部会長

副部会長には、大澤委員が選任されましたので、大澤委員、よろしくお願いいたします。

大澤真平副部会長

大澤です。副部会長を務めさせていただきますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

平井部会長を支えて、全ての子どもや親御さんが安心して子育てに向かわり、子どもが巣立てるような未来を作れるように議論したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

平井照枝部会長

ありがとうございます。

それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。こども家庭支援部会について事

事務局から説明をお願いいたします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課家庭支援係 近藤主査

それでは、事務局から説明させていただきます。まず、子ども家庭支援部会についてご報告させていただきます。資料の3をご覧ください。

北海道子ども施策審議会に設置する部会につきましては、昨年度開催いたしました子どもの未来づくり審議会におきましてご審議いただき、了承をいただいております。

その後、今年4月に北海道子ども施策審議会が発足し、その審議会の下に11の部会が設置されました。子ども家庭支援部会は、子どもの貧困対策推進計画の策定および推進管理、母子および父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画の策定および推進管理を所管事項とし、定数は15名以内とされております。また、子ども施策部会が都道府県子ども計画の策定および推進会議の所掌事項としておりますが、次のページの調査審議の進め方と併せてご説明いたします。次期計画に向けた各部会における調査審議の進め方ですが、各部会において所管する関係計画を調査審議し、子ども施策部会において次期計画全体の調査審議を行います。子ども家庭支援部会で、調査審議いただいた子どもの貧困推進計画、子どもの貧困対策推進計画、自立促進計画に関して、その審議内容を子ども施策部会に報告し、次期計画全体を取りまとめ、全体調整を行うこととしております。なお本部会の調査につきましては、設置要綱等後ほどご確認いただければと思います。以上です。

平井照枝部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問はございませんでしょうか。

(発言なし)

平井照枝部会長

それでは、議事を進めさせていただきます。

次期計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課家庭支援係 吉本係長

事務局の吉本と申します。私から次期計画についてご説明をいたします。

本日、次期計画については3点。一つ目に子ども基本条例の検討に向けた基本的な考え方について、二つ目に、次期計画の基本的な考え方について、三つ目に骨子案について予定をしておりますが、まず資料4に基づき次期計画についてご審議いただく前に、子ども基本条例の検討に向けた基本的な考え方についてご説明を申し上げます。

国では、昨年4月に子ども基本法も施行するとともに、子ども家庭庁を発足させ、同じ年の12月には子ども大綱を策定しております。また、少子化対策推進条例の見直しにつきましては、昨年度開催いたしました本審議会の前身である「北海道子どもの未来づくり審議会」におきまして、条例の今後の在り方についてご審議いただき、条例の見直しが必要であるところのご意見をいただいたところであります。

こうした国の状況や審議会からのご意見を踏まえまして、道においても、子ども基本法の

目的や子どもの権利擁護などの基本理念を子ども施策の中心に据え、本道の全ての子どもたちが将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を実現するために、法の目的や趣旨を踏まえた新条例の制定を検討することとしたところでございます。

次に、対応の基本的な考え方の案についてですが、現行の少子化対策推進条例は、少子化対策を総合的に推進することを目的としておりますことから、こどもの権利擁護を基本理念として、こども施策を総合的に推進することを目的としたこども基本法の趣旨を踏まえまして、仮称でございますが、北海道こども基本条例の制定について検討を行うとしたところでございます。

また、新条例との整合性を図り、少子化対策推進条例の見直し等について、あわせて検討を進めております。

次のページをご覧ください。北海道こども基本条例の骨子案のたたき台でございます。北海道こども基本条例に規定する項目についてですが、表の左側にこども基本法の目的や基本理念等の概要を記載しております。表の真ん中には、新条例について、目的、基本理念、基本的施策などについて記載しております。主に赤字で記載した部分などが、法に規定がない項目となっております。道のこれまでの条例や政策、他県の条例を勘案し、規定したいと考えてございます。右側には、各項目の考え方について記載をしております。

3ページをご覧ください。こちらには検討にあたり参考とした他県の条例との比較について整理しております。今後、こちらの骨子案たたき台については、親会であるこども施策審議会を中心に各部会委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、骨子案として北海道議会にご報告させていただき、具体的な内容について検討させていただく予定としております。以上でございます。

平井照枝部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明について皆様からのご意見、ご質問はございませんか。

(発言なし)

平井照枝部会長

特になければ、また後でまとめてご質問いただけたらと思います。

では、次に事業計画の考え方について、事務局から説明をお願いします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課家庭支援係 吉本係長

資料5をご覧ください。さきにこども施策部会で審議されております次期計画の策定に向けた基本的な考え方について、ご説明させていただきます。

はじめに、方向性についてですが、条例計画の策定段階ごとにこども・若者からの意見を聞き、本審議会において調査審議をしていただきながら、道議会における議論などを踏まえて策定することとしております。

次に、「(1)計画の構成」についてですが、こども基本法やこども大綱を勘案し、現計画である、「北の大地☆こども未来づくり北海道計画」、「青少年健全育成基本計画」、「子どもの貧困対策推進計画」の三つの計画を統合し、関連計画を包含いたします。資料の中ほどに

イメージ図を記載しております。本部会においては、子どもの貧困対策に関する大綱がこども大綱に一元化されたことを勘案しまして、個別計画として現在策定しております「第二期子どもの貧困対策推進計画」を、「第4期北の大地☆こども未来づくり計画」、次期「こども計画」と統合することとしております。

次に、策定のポイントですが、一つ目基本計画策定の根拠はこども基本法第10条に基づく都道府県こども計画とすること。二つ目に、基本理念といたしまして、こども大綱が目指す全てのこども若者が身体的精神的社会的に幸福な生活を送ることができるこどもまんなか社会の実現を目指すこと。三つ目に、取組の方向は、こども大綱に示された事項を踏まえ現計画に追加修正することとしております。

次のページをご覧ください。関連計画と計画の位置づけでございます。貧困対策推進計画はご報告申し上げたとおり、次期計画から統合されますが、自立促進計画については既に次期都道府県こども計画となる、「北の大地☆こども未来づく北海道計画」に包含されております。

続けて次のページをご覧ください。今回統合いたします3計画の構成要素を記載しております。こちらは、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、もう1枚資料をおめくりください。1ページ目で取り組みの方向性として、こども大綱に示された事項を踏まえ、追加修正することについてご説明させていただきましたが、実際に踏まえる内容を記載しております。

まず、こども施策に関する基本方針として、こども・若者の最善の利益を図ること、こども政策に関する重要事項として、こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有、こども施策を推進するために必要な事項として、こども・若者の社会参画による政策への意見反映等が示されております。

次に、計画の対象期間ですが、こども大綱がおおむね5年をめどに見直すこととされていることを踏まえまして、現行計画同様、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間といたします。最後にスケジュールについてですが、これらの審議につきましては、表右側から2列目に記載があります道議会定例会への報告に間に合うように、本部会の審議結果を道のこども家計画の策定等を審議するこども施策部に報告し、協議さらにその結果を親会である、こども施策審議会に情報提供する形で進めていく予定です。このため、本部会におきましては、10月頃に素案の協議、12月に案の協議を予定しており、また、現在第二期貧困対策推進計画の推進状況を取りまとめておりますことから、まとめ次第、皆様に一度ご審議いただきたいと考えております。皆様におかれましてはご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

平井照枝部会長

ただいまの説明についてご意見ご質問ございませんでしょうか。

(発言なし)

平井照枝部会長

ないようでしたら、進めさせていただいてよろしいですか。
次期計画の考え方について、事務局から説明をお願いします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課家庭支援係 吉本係長

続けて、事務局からご説明を申し上げます。

「資料6」をご覧ください。

はじめに、都道府県こども計画策定にあたってのポイントについてご説明させていただきます。昨年4月に施行されたこども基本法において、都道府県こども計画の策定が「努力義務」とされました。

次に、こども計画がこども基本法に規定された背景ですが、こども施策を全体として統一的に横串を刺す、住民にとってわかりやすいものとする、事務負担の軽減といった観点から、こども基本法にこども計画が規定されております。

また、本年5月に示されたガイドラインにおいて、こども計画の目的は、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を実現していくこととされております。

次に、「国の見解」では、計画の策定に当たって、資料に記載のあります、①から⑤までの5つの項目を遵守するよう示されているところです。

なお、資料下段にありますように、国の3つの大綱を一元化したこども大綱を勘案し、道のこども関連3計画を統合し、次期計画を「都道府県こども」計画として策定するイメージを記載しております。

次のページをご覧ください。ライフステージの検討につきましては、資料の上から順番に、現行3計画のライフステージと主な取組を記載しております。次期計画につきましては、資料下段の赤枠内に記載のございますとおり、網羅的にこども大綱を勘案し、こども大綱同様に「こどもの誕生前から幼児期」、「学童期・思春期」、「青年期」の3つのライフステージで構成したいと考えております。

次のページをご覧ください。目標別施策体系の検討資料です。資料7「次期計画骨子案たたき台」の2枚を並べてご覧いただければと存じます。

まず、横版の資料には、こども大綱に掲載されている「こども施策に関する基本的な方針」や「ライフステージを通じた重要事項」などを記載しており、それぞれの項目内の英数字が次のページ、タテ版の資料「次期骨子案たたき台」と紐付けております。「次期骨子案たたき台」資料左側に記載しております、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」すなわち、「こどもまんなか社会」の実現を次期計画の目標とし、右隣に記載のあります、6つの基本方針を施策の柱として、右側に記載の「主な取組の方向性」に沿った各般の施策を展開していきたいと考えております。「主な取組の方向性」につきましては、ヨコ版資料に記載のありますとおり、こども大綱の「ライフステージを通じた重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者への支援に関する重要事項」等を網羅的に勘案しています。

次に、本部会の検討事項となっております、子どもの貧困対策推進計画と自立促進計画についてです。第二期子どもの貧困対策推進計画は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、子どもの権利及び利益を尊重しながら、北海道の全ての子どもたちを地域全体で見守り、夢と希望を持って成長していける地域社会の実現を目指す姿としております。

重点施策は、相談支援から経済的支援までの5項目を設定しており、次期計画においては、ライフステージを通じた重要事項への位置づけを検討しております。

また、自立促進計画に関しては、現在、「北の大地☆北海道子ども未来づくり計画」に包含されており、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指しております。

次のページ「貧困対策推進計画及び自立促進計画のイメージ」をご覧ください。ただいまご説明申し上げた次期計画の骨子案について、こどもの貧困対策とひとり親家庭の支援について抜き出しております。主に、こどもの貧困対策は、ライフステージを通じた重要事項に、ひとり親家庭への支援は、子育て当事者への支援に関する重要事項に含まれますが、こども大綱の具体的な内容を勘案し、右側に主な具体的な取組のイメージを記載いたしました。こどもの貧困対策、ひとり親への支援は支援項目が共通しているものも多く、合わせて記載しております。

また、資料の下側に現行計画のねらいや重点施策を記載いたしました。現在の施策である5点は、こども大綱においても子ども施策に関する重要事項として示されております。このため、次期計画においても、現行計画の重点施策を引き続き盛り込み、また、ひとり親家庭への子育て支援についても、こども大綱同様に構成とする考えです。

計画骨子案たたき台についての説明は以上となりますが、今回お示しさせていただきました、たたき台について皆様からご意見をいただき、その内容をこども施策部会に報告させていただく予定です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

平井照枝部会長

説明ありがとうございます。皆様からご意見、ご質問をお願いいたします。

皆様、資料読み込んでいるところだと思いますので、私の方からお話させていただけたらと思います。

子どもの貧困対策推進法から10年経ちまして、今年の6月には、子どもの貧困解消に向けた対策推進法という子どもの貧困解消法ということで改正されました。

この10年で子どもたちの状況、ひとり親家庭の困窮状態が改善されたかという、難しい厳しい状況かと思えます。オンラインの方には事務局の方から資料を見ていただこうと思うのですが、ひとり親家庭サポート団体全国協議会で報告書、夏休みオプション検討をいたしました。全国から2100名、北海道から250名程度の方が回答してくださったのですが、大変厳しい状況で、3人1人のお子さんが1日2食以下というような回答でした。北海道だけの抽出でも、約30%のお子さんが2食以下という回答でありましたし、また北海道ではエアコン、扇風機の設置がない住宅がとても多いです。健康面において、家の中で熱中症になるのではないかという大変厳しい状況です。子どもの食事を家庭だけに任せていいのかということですが、私どもコロナが始まって、2020年3月から今年の4月まででおよそ8,000世帯述べ20,000人ぐらいの方に食料支援をしてきましたが、年々厳しくなっている状況で、これは家庭だけではなく国や自治体としても、子どもの健康面を考慮した策が必要であり、食料支援もその一つではないかと感じています。

おてらおやつクラブさんも全国で食料支援されていると思いますが、年々申請は増えていますか。

深堀麻菜香委員

特に今年に入ってから、全国的にフードバンクの活動が縮小してきており、フードバンクからの支援が今年で打ち切りになり、おてらおやつクラブから届く食料品などで活動が続いているという団体さんが多く、それと同時に支援団体から支援できる家庭なんか限られてくるというところで、全国に食料支援を行っているしんぐるまざあず・ふぉーらむさん、キッズドアさん、色々な団体が全国規模で食料支援を同様に行っていますが、希望する家庭すべてにお送りできないので、抽選、先着順となり他の団体から支援を受けられなくなったという家庭からのSOSがすごく増えている状況です。

それと平行して、今、私たちは自治体さんといろいろ連携をさせていただいています。

ひとり親家庭の児童扶養手当を受けているご家庭を対象に、毎年年に1回現況届をお送りしていると思いますが、そこにおてらおやつクラブの紹介カードを入れさせていただきます。ひとり親家庭の方々に食料支援があるということをお伝えさせていただいています。

そのため、自然と登録が増えている部分もありますが、私達としても積極的に孤立している家庭に繋がっていきたいというところで、全国の母子寡婦福祉連合会にお願いさせていただいております。

平井照枝部会長

ありがとうございます。皆さん現場で支援してきている中で、おたすけネットさんはいかがでしょう、厳しい現状は何かありますでしょうか。

中谷通恵委員

今の2つの事例をお聞きして直接ご支援にご尽力されていることを頭が下がる思いです。お示しいただいたシングル家庭の厳しい実態は、シングルマザーしかみておりませんけれど遠い昔の私も母子家庭だったので、その頃本当に母親が銭湯にも行かず窓を拭いていたというのは、今また新たにそういう事態もあるのかと思うところです。白老は道内の中で人口規模は大きくはないのですが、乳幼児家庭の拠点であるうちの施設でも学童期の子どもたちの活動っていうのを行っていますが、簡単なおにぎりとお味噌汁をコロナ明けで出すようになりましたら、年間の出生数が50人にも満たない町ですが、30人から40人近く集まります。それは食べたいからではない、体験したい、みんなと一緒に食べたいという思いもありますが、夏休みになって親御さんが、忙しい方もいらっしゃいますし、そうでない方もいらっしゃいますがどこかに連れて行くということができないという家庭がますます増えています。体験格差も広がっていますし、大澤先生、川田先生が実施した北海道の調査が活かされて、こども家庭庁から降りてくる計画づくりはもちろんなのですが、やはり北海道の現実にあった調査結果なども十分に活かされて、これからの計画を作られていただきたい、小さな町の現実も汲み取っていただきたいと思います。

平井照枝部会長

ありがとうございます。こころの安全ガイドラインあります身体的、精神的、社会的に幸福な生活が、危うい状態になっているということが、現場で感じられます。

後志で困窮支援しております山田委員はいかがでしょう。

山田大樹委員

漂流教室の山田です。後志の方での現状何か、トピックになるような話ということでよろしいのでしょうか。

平井照枝部会長

そうですね。

山田大樹委員

何年も前から、後志のほうだとあったのですけれどもニセコや倶知安で外国から来た方々が、例えば子育てをしているというケースが、ありましてそちらの方で小学生とか中学生のお子さんがどのように地域と溶け込むか、お父さんお母さんが外国の方で、このコロナの間に、生活困窮の相談の方の件数の中でも、外国人からの相談も増えていると。当然親の貧困というのは子どもの貧困に繋がってしまいましたので、そうしたケースは実はついこの間もあり、生保を受けられなくて、それで子どもたちはさてどうしたものかという話とか、インターナショナルスクールもあるのでありますが、インターナショナルスクールって学費高いのですよね。しょうがないからっていうふうな感じで、地域の小・中学校に子どもたち入っていくわけですが、そこでどういうふうに育ちが保障されるのか、その子たちの生活設計、人生設計、それはどういうふうになっていくのだろうか。そこを、北海道、地域一緒に考えていけたらと思います。

平井照枝部会長

ありがとうございます。ひとり親の自立支援センター長でもあります藤本委員はいかがでしょう。

藤本恭子委員

コロナのときはまだ、食材が今よりも集まっていたのです。伊達の母子会にも食材をいただいたのですが、コロナが明けてから、食材の集まりが少なくなりまして、こちらのほうまでは回ってこないという状況と、食材が少ないので、抽選になっているという状況は聞いております。また、ひとり親家庭の方は市営住宅、安いアパートに住んでいらっしゃるのですが、この暑さの中エアコンがない、扇風機も家に1台しかない、1台あればいいほうなのかもしれないのですが、暑さの中、そして今夏休みですから、給食がない、お家で過ごすことがたくさんあって、食事をもらいにいくところもあるのですが、週に1回とかですし、なかなか本当に格差が広がっているというか。良くならないで、現状維持かもしくは、さらに悪くなっている方もいらっしゃるなと思います。いろいろネットワークといいますか、私どもの団体も、全国からいろいろな情報を集めて、ネットワークを利用して、良い方向に行けばいいなと感じています。

平井照枝部会長

恵庭の高橋委員は、行政の方で、困窮の相談が増えているかと思いますが、把握はされておりますでしょうか。

高橋明子委員

相談として具体的に数が増えているかというのは、データ的には難しいですが、私どもの部署ではひとり親家庭の支援の担当部署もありますし、あと、子どもの生活支援強化事業居ということ、居場所づくりということで、市内のNPO法人に委託をして実施しているということと、あと中学生の学習支援の補助金などを事業化するという中で、あと要支援家庭の見守り事業ということで、市内にあるNPO法人のほうに、実施している事業に補助金を出していますが、そこで学習支援、食材の提供とか、あとはいろいろなご相談事業などを行っているのを通じて、やはりそこに口コミといいますか法人の方に相談されて、支援する等の家庭なんかは増えてきているということで、市内のNPO法人が、フードパントリー、冷蔵庫を用意して、道内初なのかな、まちづくりとして、町スポのほうで実施したということで、ひとり親家庭の方も、児童扶養手当の受給者の方ということで登録して利用できるというようなこともできてきております。地域の中でもそういった仕組みに切って、うちはトドックさんと契約しており、トドックさんのほうから食材をいただき、いろいろな団体からの提供もありますので、そういったのを各NPO法人、事業をしているところにお配りするなどして、食支援も行っておりますし、あとやはり学習支援とか居場所づくりというのは、夏休みとかもありますし、ニーズは通信過程でも強いのかなというふうには実感しています。そういうところを今後の計画づくりにどのように盛り込んでいくのかということは、先ほど山田委員もおっしゃっていましたが、外国人の技能実習生の方が非常に増えておりまして、ニセコあたりは少し別なのかもしれないですがけれども、そういう方が非常に増えておりまして、そんなに元々多いわけじゃなくて外国人の方が倍くらい、何百人単位なのですからけれども、倍に増えているということで、妊娠出産をされる方も多くて、言葉文化の壁というところで、今本当に相談支援でも苦慮しているところなので、そういった方の支援というの、イコール貧困ではないかもしれないのですがやはり現状の取り組みというところで心があるかなということで、そういったことも取り組みをしていきたいなというふうには考えているところです。

平井照枝部会長

ありがとうございます。外国籍のお子さんたちの支援っていうのも、北海道でも視点を持っていかなければいけないと思います。

オンラインの高橋委員、社会的養護の現場では、例えば虐待だけではなくて、経済的な理由の保護というのは、どうでしょうか？

高橋一彦委員

児童養護施設の場合は、衣食住に関して、最低保障をしていただいていますので、食べ物に関しては、心配はないと思います。そのほかに、トドックさんのほうから食品、店や何か展示しているものは期間がありますので、そういうものは全道の施設に、トドックさんの事業所っていうよりも各倉庫や、物品の寄贈等もあります。その地方の行政が、どれくらい熱意を持ってやるかっていうのが一番大事なのかなって思っています。この骨子とか子どもの貧困対策のときも、自分も委員として関わってはいたのですがけれども、同じ北海道でも非常に子どものことに力の入っているところと、子どものことばかりに構ってられないっていうところもあると思います。それだけの力を持っていればいいのでしょうかけれども、お

年寄りが多い地域、岩内町で言いますと、まだ生保の受給者が非常に多い地域なものですから、そちらのほうに関わっているっていうのもありまして、何をメインにやっていくのか、今、食べ物の話も出ていましたけれども、全てにおいてやっぱりこれは共通項だと思うのです。学習、食べ物もそうだし、それから安否確認、全部含んだ中でやっぱりやらないといけないっていう地方行政もありますので、各々やっぱり行政の側にどれくらいの力があるかということ、それから、人材ですよ。どれくらいの力を貸してくれる人材がいるかないか、それによっても大きく変わってきます。今までいろんな委員会でしたけれども、一応骨子とか全部見せていただきましたけれども、同じ土俵に乗るかどうかっていうのはこれからの課題であり、5年10年のスタンスの中でどこまでやっぱりその地域で、必要なものが出てくるのかというその辺は小さく分析していかないと結果的には行き届いたことにはならないと私は思っています。ただ今大きなことを言いましたけれども、私は児童養護施設なものですから、入所している子どもに関しては、全然そういう食べるとか何とかの心配はございません。ただ入所してくる前は、やっぱり食べてないっていう子が多いです。来てから食べるっていう3条件は揃いますので、非常に子どもたちは恵まれた状況にはなるのですけれども、今、一時帰省の期間にも入りましたので、家庭に帰した中で、これからどうやって帰ってくるのか、帰ってきた段階で再度子どもたちからいろいろと聞いていますけれども、基本的に食べないことのほうが多いです。1食、又は2食。それも、2日間に渡って何を食べたのですかって聞くと、コンビニのご飯だとか、お父さんお母さんがいらして作ってくれたのですかと聞くと、外食したと聞きます。

役割がそれぞれあると思うのですけれども、この大綱を作ったときに、どれくらいまでに行き届くのかっていうのは、これから各自治体に依頼して、何をメインに持ってくるのかっていうのは非常に大事なことだと思います。先ほど、部会長のほうからもお話を伺いましたけれども、一番食べ物って大事だと私は思っていますけれども、ただ基本的にそこばかりじゃなくて、シングルマザーの場合はやっぱり、前回、貧困対策ネットワーク会議のときもそうでしたけれども、お金がないのに物価が高くなったら、当然食べられていませんよね。そんなものはイコールですから。

それから、メーカーさんから物がもらえなくなったっていうのは、メーカーだって作っているもの原材料が上がっていったら、そんなに馬鹿みたいにつくりませんよね。メーカーさんのほうでも作り置きはしていないみたいですので、だんだん以前のように余るものが少なくなっていると思います。それは、実際に私どものほうも、トドックさんのほうからそういう児童養護施設ということではいただいているものもありますので、見ていると、やはり違っているな、だんだん違ってきていると感じています。

ですから、その辺をどうやってこれから解決していくのか。そうすると、全般的に行き渡るところと行き渡ってないと思ったのは明確になってくるので、問題がやっぱり明確化してくると思うのですよね。せっかくいいものを作っても、細かいものまで目が届いていなかったら何にもなりませんので、その辺を今後どうしていくのかっていうことも、ちょっと検討材料の中に入れていただきたいなと思います。

平井照枝部会長

ありがとうございます。SDGsの関係もありまして、企業も余剰に生産しないというようなこともあって、フードバンクのほうもやっぱり以前のような寄贈がないということ

お聞きしております。私達、食料支援職員は本当に寄付を集めて、補助金なども合わせて、全て購入して送っていますので、それだけの費用がかかるということがありまして、なかなか厳選したものしか送れないのかなというところなんです。調査研究しました大澤委員、調査した中でも、骨子に入れ込めることがございましたらよろしくおねがいします。

大澤真平委員

私達が審議するのは、都道府県子ども計画の中に位置づく、これまでの貧困対策推進計画の部分を審議するという、私達は、これまでの貧困対策推進計画の部分の理念について審議をすることになるかと思えます。

今、皆さんのご意見を聞かせていただいて、具体的な部分、問題があるなというふうに思いましたので、その部分は当然考慮しながらですけれども、大きな枠組みを作るということで、個別具体的なことを書き込むことって難しいですよ。個別具体的なことを背景に置きながら、それに繋がる理念とか枠組みの部分をどんなふうに審議できるかが、ここで議論を求められていることなのではないかなというふうに思って、話を聞かせていただきました。

そういう観点でいきますと、一つはですね、これまでの子どもの貧困対策推進計画そのものの振り返りといいますか、それで不十分なところどこだったのかというようなことと、それから今回、なぜこんな立て付けになるかという、子ども基本法ができたわけですよ。子ども基本法の中の子どもの権利という概念、理解を、子どもの貧困対策推進計画の中にも折り込んでいかなくちや駄目だということです。これまでの貧困対策推進計画の中に子どもの権利として十分位置づいていなかったことは何なのかというようなことも、少し考える必要があるかなというふうに思っています。そのため、審議の中で、これまでの子どもの貧困対策推進計画の課題であるとかですね、そこで取り込めなかった子どもの権利という問題ですね。その部分の整理をするって一つは必要かなと思いました。子どもの権利を考えると、一番大事なことは、こどもの権利の歴史とか成立の経緯を考えますと、社会の当事者として、ともに社会を作っていく。そういう子どもであり若者であるということが、こどもの権利概念の中に色々に含まれていると思うのです。ヨーロッパなんかではものすごく先に進んでおり、社会を作っていく当事者として子ども若者をどういうふうに協同、ともに世界をつくる協同の仲間として見だしていくかということ、こども権利の中で非常に大事にしているということもあるので、そう考えると、やっぱり社会参加できないってことが一番問題なのです。貧困の中で、子どもさんや、若者さんがやっぱり当たり前の社会生活に参加できないと。それがやっぱり非常に大きな問題であるなど、こどもの権利の側から考えるといえるんじゃないかなと思います。そうすると、今皆さんのお話を聞かせてもらって、いろんな部分で、子どもたちや若者たち、あるいはそれを育てている親御さんたちが、当たり前の社会生活や当たり前の社会の枠組みの中に参加できていないような、そんな状況が広がっているんだなということなんだろうと思います。調査、部会長さんのほうからも、調査の内容からもというふうにお話いただいたところですけれども、生活実態調査だと、やっぱり所得の低い生活をなさっている、そういった方のほうが、社会参加できてなかった、社会との繋がりがないと、はっきり示されているわけですね。だからやっぱり、貧困の問題を考えると、こどもや若者やあるいはそれを育てる親御さんが、いかに当たり前の社会生活の枠組みの中に参加できるかっていう、その仕組みをどうやって作っていくかっていうのが、おそらく一番大事なのではないかというふうに思っています。特にコロナの

状況の中、誰がやっぱり通常の社会生活、人との繋がりから切り離されていくかっていうと、やっぱり生活の大変な、困窮した方々からどんどん切り離されていくという現実がありましたので、改めてですね、今回やっぱり私達が考えるべきことというのは、当たり前の社会生活や社会の枠組みの中で、生活困窮に置かれた方々はですね、きちっとやっぱり参加できるような関わりを直せるようなそういう枠組みをどうやって作るかっていうものを理念として打ち出していくっていうことが必要じゃないかと思います。その理念を打ち出すことによって、例えば食料の不足であるとかですね、あるいは外国籍の方とかですね、そういうふうに当たり前の生活ができていないという状況をこの計画でちゃんと把握して、そこに対する手をいかに作っていくのかっていうことを、次のステップで議論していく。そんな進め方が必要なんじゃないかと思ってお話を聞かせていただきました。

それともう一つ、やっぱり北海道のということですので、やっぱり北海道は他府県に比べて非常に大きいわけですね。地域の実情は全く違うというのも、これも調査結果からもいろいろ分かってきたことですが、そうするとやっぱり一つは大きな北海道の調査、北海道の計画というものをつくる、そこに理念をつくる必要があるのですけれども、それと同時にやっぱりその理念を共通の基盤に置きながら、北海道の各地の実情に合わせた施策みたいなものを、考えていくことができる、それを考えなきゃ駄目ですよという文言をこの計画の中に入れていく必要があるのではないかと聞いて聞かせていただきました。

平井照枝部会長

はい、ありがとうございます。

札幌市として参加してくださっている引地委員は、何かご意見などございますか。

引地志保委員

ご指名をいただきましたので、発言させていただきたいと思います。

まず、それぞれ皆様方から意見を聞かせていただいて、ひとり親家庭を中心に今すごく厳しい生活状況にあるというのもそうですし、それから高橋委員の方からもいろいろお話があって、特に私がそうだなと思って伺っていたのは、北海道は特にエリアが広くて、市町村の規模もそれぞれ、それから地理的な置かれている状況もそれぞれなので、なかなかこれを網羅的といいますか、広域的にまとめるっていうのがとても必要なことですし、一方で、作業としては難しいなということも思いました。それから、大澤副部会長のほうからお話がございましたけれども、子どもの権利の考え方ですね。今回、三つの国の大綱が一元化されたところで、私達の貧困のジャンルはですね、今まで以上に権利という考え方を根幹におきながら、一方では、他の子どもの施策も、これまで以上に貧困の状態にあるお子さんご家庭があるっていうことも前提に、今までその意識が薄かった子どもや子育て家庭に対する施策も、これから進めていくにあたって考えていく必要があるんだな、そんなようなことを思いながら、今まで皆さんのお話を伺わせていただいていました。

札幌市のことを、せっかくの機会ですので、少しお話をさせていただきます。札幌市は子どもの貧困対策計画を作った時期がちょっとずれていまして、第1次の計画を作ったのが、平成30年だったものですから、その計画は令和4年度に終了して、令和5年をスタート年度にする第2次計画を、ついこの間作ったので、ご参考までにお話をさせていただきます。令和5年を始期とする計画を作るにあたって、子どもの生活実態調査を令和3年に実施を

いたしました。そのときはコロナの真っ只中でしたし、それから、昨今の物価の上昇が、ここまで急激な物価の上昇になったのは令和4年度以降ですので、その調査の結果からはそれほど厳しいということがわからない。その後調査をやってないものですから、今、私どもとしても最新の情報は持ってないところなのですけれども、一つの指標として、生活保護の申請の状況というのが緩やかに増えてきている、札幌市内の消費者物価指数なんかも上がっておりますので、そうしたことからすると、当然に、経済的に厳しい状況にあるご家庭については、令和3年度と比べて一層厳しい状況にあるんだろうなというふうな受け止めで、目下の施策を考えている状況です。

それから、私どもの調査では生活の厳しさということに加えてですね、そのことが、お子さんとご家庭にどういったような影響を及ぼすのかということも含めた調査を行ってまして、その中で特に三つぐらい取り組んでいきたいと思っていることがあります。まず、困っているご家庭ほど、いろんなサービスとか情報とか支援機関をご存知ない、あるいは困ったときに相談できる相手がいないというパーセンテージが高い状況にあります。今、対策が必要とされている孤育て、お子さんもロールモデルになる大人だったり、年上の方がいないご家庭が、所得の低いご家庭に多いということを私達としては注視してまして、そういった方に如何にして情報を届けて、必要な支援に繋げるための手助け、あるいはアウトリーチのような働きかけができるか、そういうところを今後の貧困対策の中の大きな柱の一つとして考えていきたいと思っています。それから何人かの方からもお話がございましたけれども、経済的に苦しい状況にあって、今の生活ももちろん厳しいので、そこに対する手当は当然やっていくわけですけれども、そういった環境のお子さん方が、学習の面ですとか、最近よく聞くようになった体験機会、上の大人等からいろいろなことを聞く機会が不足しているという部分も、同じように重要だと思っています。何か小さなことの積み重ねでもいいので、例えば居場所をどうやって増やしていくかみたいなことですか、学習支援だとか、そういったことから、お子さんに対して生活面、学習面、体験の面、必要な部分を支援していきたい、そんなことを考えながら取り組んでいるというのが最近の状況でございます。すいませんちょっとあまりうまく話できなかった部分はあるのですが、一応そんなような状況にあるということで、ご参考にしていただけたらと思いました。以上でございます。

平井照枝部会長

はい、ありがとうございます。札幌の方の状況を教えていただきまして、ありがとうございます。

それでは、少し時間が過ぎておりますので、最後に総括の時間を設けますので、次に進めさせていただきますと思います。子ども・若者の意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課家庭支援係 近藤主査

資料8をご覧ください。子ども・若者意見の反映についてご説明させていただきます。

計画策定に向けた基本的な考え方でのご報告いたしました通り、計画の策定にあたっては、策定段階ごとに若者から意見を伺い、北海道こども施策審議会における調査審議や議会議案などを踏まえ策定することとされております。本部会によっては、声を聞かれにくいと

されている経済的に困窮していたり、ひとり親家庭であるお子さんへの意見の聴取の方法についてご検討いただければと思っております。こども家庭庁のガイドライン等では、意見聴取の方法例へ配慮すべき事項として、対面やアンケート等の他、支援団体や当事者団体子ども食堂など子どもが日頃接している方や利用者の場所的に協力を依頼すること自分の思いを伝える相手や本音を伝えるコミュニティがなく、自分のことを語る際につまずくことがあること、自分の置かれている環境を周りの人に知られるのが嫌で、発言を控えてしまう可能性があることが示されております。

なお、本日の議論を経て、実際の意見聴取を進め、計画に反映したいと考えております。

また、参考資料といたしまして、先に実施いたしました意見聴取のチラシを添付しておりますのでご参照ください。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

平井照枝部会長

ご説明ありがとうございます。それでは皆さまからご意見をおねがいたします。

山田大樹委員

漂流教室の山田です。道のほうで子どもの学習生活支援を担当している者としては、まさにこの意見聴取の方法とか、各市町の方で、事業を受託している、我々のような学習生活支援をしているところに聞いてみていいのではないかと思います。

ですが、その場合、この既にやっているという子どもの皆さんの意見を募集中という、この意見を募集するテーマって、実際誰がどうやって考えたのだろうというのはあります。

また、子どもの方からこれを言いたいというのもあると思います。これって質問して質問に答えるじゃないですか。いつもの生活の中で考えているとか、また北海道にこういうことを考えてほしいのだけどであったり、子どもの意見表明、これ意見表明ではないですよね。聞きたいことがあり質問して答えてもらうだけなので、意見表明権の保障はちゃんと考えた方がいいかなというふうに思います。

平井照枝部会長

はい。ありがとうございます。アンケートでも自由記述というところが、本当の思いが伝わってきます。

また、私どもの読者アンケートでもそうでしたので、子どもの意見を聞く場合も、年齢が低い方々は難しいかもしれませんが自由記述というところを設けるということも、山田委員がおっしゃったように、どんなことがあったらいいですか？みたいなことを自由に書けるようなところがあったらいいかなと思いました。どういうところに協力してもらうか、子どもに聞く場合の留意事項など、そんなことも皆様からご意見いただきたく思います。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 和田課長

ありがとうございます。次期計画に向けた子どもの意見の反映の部分については、これからですね、どういう項目でどう子どもに聞いていくかっていうのは、まさしくこれからですね。検討しながらやっていくことにしております。資料で今回おつけしました、10分野の意見については、これとは別に、道の施策に対して、お子さんのご意見をお聞きしたいということで、実は誰が考えたのかっていうご意見をいただきましたけれども、初年度でありま

したので、こちらの各分野の行政のほうでこういう項目が良いのではないかとということで、出していただいた部分で、とりあえず10分野をまとめて今年度実施のところでございます。この子どもの意見につきましては、今回はそういう形で行政の方でテーマを決めさせていただいたのですが、今後は子どもたちの意見も踏まえながら、次年度という形にするのかっていうのは、今後また詰めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

平井照枝部会長

どんなことに気をつけたらいいかという注意事項もいかがでしょうか。

私は、親会議のほうでも、かみ砕いた説明でないと、子どもはわからないのではないかと思います。そちらも検討してくださるとのことでした。学校などにもお願いしているのでしょうか。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 和田課長

そうですね。各学校といえますか、各14管内の学校をピックアップして、意見を聞く場を設けておまして、実は今月、空知管内のほうで一校もう実施をしております。今後12か月ぐらいにかけて、各管内で実施していく予定でございます。

北海道保健福祉部子ども政策局 堤子育て支援担当局長

補足ですけれども、今、平井副会長がおっしゃった通り全体としての子どもの意見を聞くということで、14振興局で、小学校、中学校、高校、ということで意見を聞くのですけれども、それとは別に、この部会の、子どもの貧困対策、ひとり親対策についてですね、関係する子どもたち、また、当事者の方から意見を聞きたいというのが今回の趣旨でございまして、漂流教室の参加者の方であるとか、ひとり親の方ですね、生活困窮世帯の方々なので、ちょっとナイーブな人たちも、聞き方に注意しないとイケないことや、聞き方の質問も今、山田委員からお話がありましたけれども、そもそも質問じゃなくて、自由記載が良いとかですね、そういったことをご意見いただければ、嬉しいなということでございます。

山田大樹委員

各地で行われている子ども議会に参加している方はそういうときに、話をするあるいは社会的な課題とかについても意識をしっかりとっている人がいるとか、いろいろ答える人が多いと思うので、各地の子ども議会さんと繋がって、そちらの方に実は道からこんな話が下りてきていて、今までは、各、例えば札幌市であれば札幌市の課題として話していたり、例えば小樽の話として話していたけれども、実は、小樽市も道のその下にあるわけだというようなこと、仕組みもわかった上で、小樽市の方からの意見としてあげることはできないだろうかみたいな、面白い意見が出てくると思います。

平井照枝部会長

例えばオンラインのアンケートであれば、私ども、またみなさんの関係団体に話していただければ、お子さんにぜひお願いいたしますというようなことができます。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 小助川課長補佐

そういったアイデアも含めて、色々ご意見いただけたらと思っております。

平井照枝部会長

例えば、質問の素案を作っていただき、可能であれば委員のところにいただくことが可能でしたら、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 小助川課長補佐

そういうことも検討して、例えば事務局で、素案を作った上で、皆様にご意見を伺うことも可能かなと思っております。

平井照枝部会長

ありがとうございます。例えば児童養護施設とかでもお聞きすることも考えおられますか。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 小助川課長補佐

ここでなくては駄目だとか、そういうことがないので、幅広く貧困家庭や1人親だとか、あとは困難な状況にあるようなご家庭だとか、お子さんだとかそういった方に広く、意見を聞くような形であればいいかなと考えております。

平井照枝部会長

ありがとうございます。他委員の皆様何か意見はございますか。何かございましたら、事務局の方にメールをいただけたらと思います。それでは、予定された議事はこれで終了となりますが、委員から何かございますか。

山田大樹委員

こども計画はこども基本法に基づき、法律を具現化するというので、各施策が成り立ちます。貧困から色は薄くはなりますが、子どもの居場所、多様な遊びを体験できる機会づくりということで、基本方針の一番のところの、その骨子の案のたたき台が方向性となります。僕らの行っている学習生活支援の中でもこうした遊びや体験というものを意識して、居場所づくりというのをしているのですが、実は、子どもの権利条約で言うと、もう一つ大事なところで、31条で休息と余暇の権利を保障しています。大綱を見ると、余暇、休息についても書いていますが、子どもの権利を謳っているときに休息と余暇の権利は本当に無視されることが多くて、みんな子どもに何かをしてもらい、何かを与える何かができるようにする。そういうことを意識して、それがいいこと、子どもの最善の利益というのは子どもが何か成長するとそういうものを与えることだということに非常に傾きます。休息余暇の権利という中には、何もないところで過ごす時間、子ども自身が子どもたちの中だけで、休むことができる。子どもの空想の世界とかを大事にして、そういう時間空間を保障するっていうところがあるのです。何もしてなければ休んでいるだろうというわけではありません。何もしてなければ休んでいるのだから、大人としては何かをできるところを経験させるみたいなことを考えますが、成長に大事なものは、休息する時間です。

それが、特に貧困の家庭だと奪われているというのは、ヤングケアラーのことを考えると

わかります。ヤングケアラーの講習を受けた際、受けても受けなくても貧困の問題と関わっているとわかります。子どもさんたちが家の中で、ずっと休めず、不登校というのは例えばそういうときに休みを取るための方策の一つだったりすることも多々あります。

なので、この資料6を見ると、その休息と保証をどうするかは欠けていますので、それを意識した骨子案ができるといいなと思います。

平井照枝部会長

欲求のマズローのピラミッドがありますが、一番下が生理的な欲求、次は安心安全な場所、そして初めて社会、人と人のかかわりとか、自分のしたいことが出てくるのではないのでしょうか。安全、安心な場所も生きていくために必要だということもいれながら骨子ができるいけばいいなと思います。ほかには、よろしいでしょうか。

(発言なし)

平井照枝部会長

それでは時間にもなりましたので、事務局のほうにお返しします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 小助川課長補佐

ありがとうございます。

事務局からは、今回の部会については、改めてご連絡いたします。

また、先ほど次期計画の策定の説明の中でもありましたし、大澤委員からもありましたけれども、第二期の子どもの貧困対策推進計画の推進状況については、現在取りまとめ中ですので、取りまとめが終わった段階で、また皆様、委員の皆様にご審議いただきたいなと思っています。また、先ほど子ども若者の意見反映の件についても、改めて、意見の聴取内容や方法についてもご意見をいただきたいと考えております。次回の部会となると期間が空いてしまいますので、その間は書面等によって、皆様にご意見をうかがう場面を設けたいなと思いますので、その際にはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、平井部会長、大澤副部会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議誠にありがとうございました。本日様々な意見ご意見いただきましたので、また今後の議論に、生かしていきたいと思っておりますので、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和6年第1回子ども家庭支援部会を終了いたします。本日はご出席いただきありがとうございました。